

# 定款の改正、経理規程の改正、役員報酬、退職規程の制定

定款の改正、租税特別措置法

随意契約、役員報酬規程

## 定款の変更

昨年6月に厚労省から出された定款案は、租税特別措置法を承認する内容になっていないと、国税局から指摘を受け、以下の内容が11月に追加発表されています。

(評議員の資格)

第10条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17条6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項(※事業がある場合のみ)
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

その他、役員資格、基本財産の処分、事業計画及び収支予算、臨機の措置などの条項で評議員の承認があることになり、修正が必要です。

国税局から指摘を受けてから、定款変更をしてよいとの通達がありますが、いずれ公益法人改革の看板である公益性が問われることですので定款変更が必要です。

## 議事録と署名、または記名押印

(それぞれ、定款、定款細則によりますが…)

評議員会	
議長をおく場合	議長と2人の議事署名人
議長をおかない場合	出席した評議員、理事全員(理事も出席した場合)
理事会	出席した理事長と監事

## 経理規程を変えてください

決算

(所轄庁への届出)

第61条 毎会計年度終了後3か月以内に計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を所轄庁に提出しなければならない。

引当金

(役員慰労退職引当金)

役員に対して将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度末までに負担すべき額を見積り、役員退職慰労引当金に計上する。

\* 引当金計上しておかないと、退職慰労金が雑収入になる可能性があります。これは職員の社協共済会の退職引当金と同様です。

契約

(随意契約)

合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる一般的な基準は、次のとおりとする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が、1,000万円を超えない場合、必ず3社の見積が必要、2社の場合はこれまで通り工事250万、備品160万、その他100万、また補助事業は行政の指導があり、入札が必要と思われます。あくまで自己資金での購入と考えておきましょう。

## 施設整備補助金が増えました。(NEWS)

今まで地域によって補助基準額に差がありました。

A地域	東京、山梨、富山、長野、沖縄
B地域	大阪、神奈川、京都、奈良、北海道
C地域	兵庫、埼玉、千葉、和歌山、滋賀

県の格差はなくなりました

全くもって不可解な補助金格差でしたが、平成29年度は県格差は一切なくなりました。都市部と標準だけの2種類になりました。

すべてが東京と同等になったわけで、しかもその単価は今年の東京より高くなっています。建築費の高騰による対応とみられますがありがたい。

C地域の兵庫、埼玉で、90人規模の園の建て替えの場合、補助金が1億7,000万から1億9,000万に2,000万円ほどアップします。

【参考】

	国負担	市負担	合計
保育所	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{3}{4}$
認定こども園	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$

東京都だけは都が別途、補助金を出すため、補助金額はさらに増え、15/16補助金となります。